

議員提出議案第 5 号

西山洋竜議員の発言に対する問責決議について

このことについて、生駒市議会会議規則第 13 条の規定により、上記の議案を提出する。

平成 24 年 3 月 23 日

提出者 樋口清士

賛成者 中浦新悟

〃 桑原義隆

西山洋竜議員の発言に対する問責決議

平成24年3月8日に開催された生駒市議会第1回定例会本会議の一般質問において、西山洋竜議員は選挙期間中に戸別訪問を行った旨の発言をしたが、これは公職選挙法第138条に対する違反の疑念を抱かせるのみならず、議員としての資格すら問われる発言である。

以後、この発言はインターネットにおいて配信され、また翌日には新聞報道もされたことから、市民の広く知るところとなっている。

しかし、西山洋竜議員は、市民に対して疑念を抱かせぬよう、発言の真意、内容の真偽について真摯に説明する責任を負いながら、後日「選挙活動中は政治活動中の誤り」と発言の取消し、訂正を議長に申し入れるにとどまっている。また、本会議当日の弁明の機会の中では選挙活動中の行為であることを否定していなかったにもかかわらず、訂正内容はこれと異なるものとなっている。

加えて、新聞報道の内容を是認する行為は、その内容が事実であると認める行為でもあり、疑念を強めることにもつながっている。

西山洋竜議員に対して、自身のこの不誠実な対応が、生駒市議会の高潔性、公平性に対する不信、疑念を招き、生駒市議会の信頼を著しく失墜させていることの責を問い、猛省を促すとともに、市民の厳粛な信託に基づき選出された公職者として、自らの潔白を証明するに足る十分な説明を行うことを勧告する。

以上、決議する。

平成24年3月23日

生 駒 市 議 会